

# 所得税と市民税・県民税の 申告受付が始まります

【問合わせ】半田税務署 電話21-3141(所得税の確定申告)  
税 務 課 電話84-0620(市民税・県民税の申告)

## ■申告受付日時及び会場

| 受付日                                | 申告受付会場             | 受付時間                 |
|------------------------------------|--------------------|----------------------|
| 2月 5日(月)                           | 平地公民館              | 9時～15時               |
| 2月 6日(火)                           | 板山公民館              | 9時～15時               |
| 2月 7日(水)                           | 乙川公民館              | 9時～12時               |
| 2月 8日(木)                           | 有脇公民館              | 9時～12時               |
| 2月 9日(金)                           | 成岩公民館              | 9時～12時               |
| 2月13日(火)                           | 神戸公民館              | 9時～15時               |
| 2月14日(水)                           | 亀崎公民館              | 9時～15時               |
| 2月15日(木)                           | 岩滑公民館              | 9時～12時               |
| 2月16日(金)<br>～<br>3月15日(木)<br>※平日のみ | アイプラザ半田<br>(第1会議室) | 9時～16時<br>(開場:8時30分) |

※今回からアイプラザ半田の開場時間が8時30分に変更になります。

※申告受付の第1週は、毎年大変混雑します。

※駐車場は、アイプラザ半田北側の「蔵のまち東駐車場」をご利用ください。

※アイプラザ半田での申告受付期間中は、半田市役所内では申告書の作成指導は行っておりませんので、ご注意ください。

※平成30年1月1日時点で、半田市に住所のあった方が受付の対象です。

**アイプラザ半田・公民館での申告受付**  
【受付内容】確定申告(A申告のみ)、市民税・県民税申告  
※土地・家屋・株式等を譲渡した方、営業・農業・不動産などの所得がある方、平成28年分以前の確定申告をされる方はアイプラザ半田・公民館では受付できませんので、住吉福祉文化会館での申告受付をご利用ください。

※住吉福祉文化会館の開設期間中は、半田税務署内では申告書の作成指導は行っておりませんので、ご注意ください。

※混雑状況により受付を早めに締め切らせていただく場合があります。

【受付時間】 9時～17時(16時受付終了)  
【受付会場】 住吉福祉文化会館(半田市宮路町53番地 住吉神社内)

【受付期間】 2月16日(金)～3月15日(木)の平日  
※2月18日(日)、2月25日(日)は、受付を行っていません。

【受付内容】 確定申告全般

住吉福祉文化会館での申告受付

申告受付日時及び会場について

## 申告時の必要書類について

| チェック                     | 必 要 書 類                                               |
|--------------------------|-------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 個人番号カード、または個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証など)                  |
| <input type="checkbox"/> | 平成29年中の所得がわかるもの(給与・公的年金等の源泉徴収票、事業所得者などは売上・必要経費のわかるもの) |
| <input type="checkbox"/> | 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付済額通知書                      |
| <input type="checkbox"/> | 国民年金の掛金の領収書または控除証明書、健康保険法の規定などによる保険料の領収書または支払額がわかるもの  |
| <input type="checkbox"/> | 生命保険料、地震保険料及び小規模企業共済等掛金の支払証明書                         |
| <input type="checkbox"/> | 医療費控除の明細書(詳しくは「【重要】医療費控除の申告について」をご覧ください。)             |
| <input type="checkbox"/> | 障がい者控除を申告される方は障がい者手帳(障がい者控除対象者認定書を含む)、学生証(学生の方のみ)     |
| <input type="checkbox"/> | 所得税が還付される方は、還付先の口座がわかる申告者本人の通帳など                      |
| <input type="checkbox"/> | ふるさと納税の寄附金証明書、その他寄附金の証明書(NPOへの寄附、公益社団法人への寄附など)        |
| <input type="checkbox"/> | 認印(朱肉使用のもの)                                           |

## 所得税と市民税・県民税の申告が必要な方

次のいずれかに該当する方は、所得税の確定申告が必要です。

- 1 事業所得、不動産所得、譲渡所得などがある方(平成29年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える場合)
- 2 給与の年収が2,000万円を超える方
- 3 給与を1か所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
- 4 給与を2か所以上から受けている方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- 5 所得税の還付を受ける方(多額の医療費を支払った方、災害や盗難にあった方、寄附金控除の対象となる寄附をされた方など)
- 6 平成29年中に給与収入がある方で、年末調整をしていない方(途中で退職し、再就職をしていない方)
- 7 年金収入のみの方のうち、公的年金に係る所得の合計額が、所得控除の合計額を超える方(ただし、公的年金等の収入が合わせて400万円以下で、かつ年金以外の所得金額が20万円以下の方は申告の義務はありません。)